

設置期限まであと1カ月!

付けましたか?

住宅用火災警報器



消防署予防係 ☎43-4151

6月1日 から、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられます。あなたと家族の命を守るためにも必ず設置しましょう。

住宅火災で亡くなるかたの約6割は「逃げ遅れ」です。住宅用火災警報器は、煙や熱を感じて警報音で火災を知らせてくれますので、早めに取り付けるようにしましょう。

警報器の設置場所

子どもや高齢者の部屋など、就寝に使われている部屋と、2階に寝室がある場合は階段への取り付けが義務付けられています。警報器には煙を感知する「煙式」と熱を感知する「熱式」があります。寝室や階段には、火災をより早く感知するため「煙式」を設置しましょう。また、台所などにもなるべく取り付けるようにしましょう。

どこで買えるの?

電気店、ホームセンター、工務店、スーパーマーケット、警備会社、ガス店で販売しています。

※取り付けない場合の罰則はありませんが、取り付けると安心出来ます。

取り付けは簡単です

電池式の警報器は、天井や壁にねじで固定する物やフックで壁に掛ける物など、簡単に取り付けることが出来ます。連動式や交流電源を使う警報器は、配線や無線の設定が必要になりますので、取り付け業者とご相談ください。

悪質な訪問販売などにご注意!

消防署が、直接「住宅用火災警報器」を訪問販売することはありません。特定の業者に商品のあつせんや販売の依頼をすることもありませんのでご注意ください。

消防署では悪質な訪問販売による被害を未然に防ぐため、警報器を設置したお宅に無料で設置済みシールを配布しています。

配布場所

消防署、各分署、火災警報器販売店

熊出没注意!



農林課林務係 ☎43-7076
大館警察署 ☎42-4111

熊との遭遇を避け、被害を防止するために次のことを心掛けましょう。

- ①山や野外で活動するときは、必ず2人以上で行動しましょう。
- ②鈴や笛、ラジオなどを身に付け、音を出しながら行動しましょう。
- ③子熊のそばには必ず母熊がいます。見掛けても決して近寄らないでください。
- ④万一熊に出会っても、慌てずゆっくりと後ろに下がり、静かに立ち去りましょう。
- ⑤食べ残しなどは、山や野外には捨てないで持ち帰りましょう。熊が人里や農耕地に近寄る原因になります。熊を目撃したら、すぐに市役所か警察に連絡をしてください。

山菜採りの事故に注意!



消防署救助係 ☎43-4151

昨年、県内では83件の遭難事故が発生しています。事故に遭わないためにも次のことに注意しましょう。

- ①外出する時は、目立つ色の服装で行き先や帰宅時間を家族に伝えましょう。
- ②2人以上で声を掛け合い、お互いの位置を確認しましょう。
- ③携帯電話や非常食、熊よけの鈴やラジオを持ちましょう。
- ④迷ったときは、むやみに歩き回らず助けを待ちましょう。
- ⑤遭難したときに備え、合図に使う懐中電灯を持参しましょう。